

政府対策本部長

内閣総理大臣 菅 義偉 様

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態措置を実施すべき期間の延長に関する要請について

兵庫県は、4月25日から緊急事態措置を実施すべき区域となり、県民への外出自粛要請や、飲食店への休業・時短要請、多数利用集客施設への休業要請、イベントの無観客開催要請などの緊急事態措置を実施し、感染拡大防止に努めてまいりました。現在、感染拡大傾向はやや止まりつつあると見られますが、依然として新規感染者数は連日一日300人以上、一週間平均約420人と多大であり、このため重症病床の利用が限界となり、自宅での待機者が1,800人台に上るとともに、自宅療養者も1,700人を超えるなど医療提供体制のひっ迫が続き、通常医療にも影響が及んでいます。

このような状況を踏まえ、引き続き本県と国が一体となり、感染拡大防止に向けた取組みを徹底していく必要があることから、本日、県新型コロナウイルス対策本部会議において、国に対し、緊急事態措置の実施期間の延長を要請することを決定いたしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長されるよう、要請いたします。

令和3年5月6日

兵庫県対策本部長

兵庫県知事 井戸 敏三